

第3回 釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会

日 時 平成16年9月10日(金) 午後1時30分から

場 所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

出席者(12名)

委員長	千葉	光雄
副委員長	丸子	忠
委員	折原	勝
	本吉	俊久
	池田	義博
	近藤	登司雄
	吉田	守人
	菅野	猛
	小林	正昭
	森田	正男
	遠藤	憲鋭
	近藤	康範

1 . 開会

千葉議長： 皆様ご苦勞様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第3回行財政小委員会」を開催させていただきます。

規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名の内12名の出席をいただいております、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は阿寒町の本吉俊久委員、白糠町の池田義博委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

2 . 協議事項

千葉議長： それでは、早速議事に入りたいと思います。はじめに本日の進行について確認いたします。事務局から送付されていますのは、調整方針修正案として総合行政センターと議会議員の任期・報酬の件があげられており、また合併協定項目10の関連として、地域審議会の件があげられています。これらはある程度、相互に見比べながら検討する必要があると思いますので、最初に事務局から一括説明をいただき、その後委員の皆さんと内容を協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。それでは事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： それでは説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に配布させていただいた資料は、「行財政小委員会第3回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案の未協議分及び再協議分」、「別紙3 地域審議会、地域自治区等の取扱いに関する資料」、「別紙4 地域審議会の取扱い(合併協定項目10)関連資料」、「第2回行財政小委員会要求資料」でございます。さらに本日本日配布いたしましたのは「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」であります。それぞれお手元にありますか。

調整方針等の説明の前に、地域自治組織等の仕組みについてご説明申し上げます。この資料につきましては前回の小委員会の時に、総合行政センターなどの審議に当たって、地域審議会の取扱いなどと合わせて議論した方がよいのではないか、また内容が分かる資料で説明して欲しいとのご意見がありましたところから、事務局で整理して本日本日配布させていただいたものでございます。別紙3の資料の1ページをご覧ください。まず地域審議会でござ

ますが、市町村合併による行政区域の拡大により住民と役場の間の距離が広がることから、住民の声が新市の施策に反映されにくくなるのではないかという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなったことから、それぞれの地域に応じた施策の展開の意向表明の方法として、平成11年の合併特例法の改正により創設されたものでございます。この地域審議会は、合併した旧市町村区域を単位として設けられるものであり、新市の施策に関して、長からの諮問に応じ、また必要に応じて長に対して意見を述べる附属機関というものでございます。

次に地域審議会の任務でございますが、資料の「2」の箇所にありますように、どのような任務を持つかは合併協議で話し合われることとなりますが、一般的には(1)以下に記載しておりますように、長の諮問に応じ、市町村建設計画の変更や執行状況、予算編成の際の事業等に関する要望、基本構想・各種計画の策定・変更などについて意見を述べ、また必要に応じて、市町村建設計画の執行状況や公共施設の設置・管理運営などについて長に意見を述べることとなっております。

次に2ページをお開きください。本年5月の地方自治法の改正等により創設された「地域自治区」についてご説明申し上げます。「地域自治区」の目的や概要でございますが、(1)に記載されておりますように、「地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を図ることを目的として、市町村の判断により設けられる区域」であり、「その区域の住民から選任された方々で構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置く」というものでございます。

ただ今ご説明しましたように、この地域自治区の中には、市町村の事務を分掌する事務所とは別に、「地域協議会」が設けられることとなりますが、その構成員につきましては、(3)の に記載のように、「地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する」ということになっており、その権限といたしましては、 に記載のとおり「市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べること」や、また「市町村長は、地域自治区の区域に係る重要事項について、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない」ということで、先ほどご説明しました地域審議会と同じような役割を担うこととなっております。

次に設置区域ですが、執行機関としての位置づけなどを踏まえ、自治法では市町村の全エリアを分けて設置することとなっておりますが、合併特例法で合併時の特例が認められており、3ページの「1」に記載されておりますとおり、「合併関係市町村の協議で定める期間に限り、特例として、合併市町村の区域の一部の区域」にのみ設置することができることとなっております。またこの場合には、期間を限定して自治区の事務所の長に代えて、特別職の区長を置くことができるところでございます。

次に3ページ中段の「合併特例区」でございますが、この「合併特例区」につきましては、先程ご説明いたしました「地域自治区」と同様、今年5月

の合併新法の制定等により新たに創設されたものでございます。「地域自治区」との違いを簡単に説明しますと、「合併特例区」は「合併市町村の一体性の円滑な確立に資する」ことを大前提とした上で、何らかの事情によりすぐには一体的な体制がとれないような場合に、5年間という短い期間に限定して、また限られた権能の中で創設された特別地方公共団でございます。その権能につきましては、(2)に大きく2つのことが記載されておりますが、具体的にはその例示に挙げられているような公の施設の管理やコミュニティバスの運行、里山やブナ林などの地域に根ざした財産の管理などが想定されているところでございます。また(3)にありますように、「合併特例区」の長は特別職ということになりますが、助役又は支所等の長と兼ねることができるところとなっております。合併特例区には「地域自治区」の「地域協議会」と同様に、「合併特例区協議会」を設置することとなりますが、その権限といたしましては、「合併特例区」が処理する事務やその区域に係るものに関し、長などからの諮問に応じ、また必要と認める事項について審議し、意見を述べるができるというものでございます。

次に5ページから8ページの資料でございますが、この資料につきましては、これまでご説明いたしました内容を図の形でまとめたものでございます。5ページのケース1ですが、住民サービスの提供等に支障が生じないよう、現在の役場機能をほとんど残すこととして、これまでの町役場に代え、(仮称)総合行政センターを設置しようとするものでございます。このケースは地域審議会などの住民意見を反映させる機関は設置していませんが、総合行政センターが住民サービスの総合的な拠点として置かれるというものでございます。

次に6ページのケース2は、先ほどご説明したケース1の事例に加え、住民意見を反映させる機関として、合併特例法に規定されている「地域審議会」を併せて設置した場合でございます。この場合、それぞれの総合行政センターにおいては、各地域の審議会の事務局を担うことを想定しているものでございます。

次に7ページのケース3は、3つの地域に「地域自治区」を設け、事務所となる「総合行政センター」と「地域協議会」を併せて設置した場合でございます。この場合、事務所長には特別職の区長を置くことができますので、3つの地域にある建物、これは総合行政センターをイメージして挿絵を加えているものでございます。

次に8ページのケース4は「合併特例区」を設置した場合でございます。この図の中で3つの地域で建物を2つ記載しておりますが、これは「合併特例区」の事務を行う事務所と新市の行政を担う総合的な支所機能を有する事務所が別々にあることを現しているものでございます。合併特例区に設置される「合併特例区協議会」には、8ページの下から2行目に記載しておりますように、「合併特例区の事務にあつては議事機関的側面を、合併特例区区域の新市事務にあつては諮問機関的側面を持つ」ことになるものでございます。

次に9ページから12ページの資料につきましては、「総合行政センター」

と「地域審議会」や「地域自治組織」の中に設けられます協議会との関係、また住民サービスの提供など住民との関わりなどについてより具体的に表示したものでございます。ケース1からケース4までのどのケースにおきましても、下段の方にある各種住民サービスの関係につきましては変わっておりませんが、各ページの右肩に住民意見を反映させる機関ということで、10ページでは「地域審議会」、11ページでは「地域協議会」、12ページでは「合併特例区協議会」があるということをそれぞれ表示しています。また12ページの「合併特例区」では、この特例区自体が他と比べ特殊なものであるということを表示しているものでございます。次に13ページにつきましては、これまでの説明を比較表の形でお示したものでございます。以上、「地域審議会、地域自治区等の取扱い」に関する資料について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

千葉議長： ただ今「地域審議会、地域自治区等の取扱い」に関する資料の説明がありましたが、この資料の内容についてご質問をお受けしたいと思っております。

小林委員： 別紙3の7ページのケース3「地域自治区を設置した場合」についてですが、(3)に「自治区の事務所長(事務吏員)に代えて、合併時特例で特別職の区長を設置できる」ということが書かれていますが、この特別職という意味は何を指すのでしょうか。改めて選び出すものなのか、それとも従来からいる助役やその他の特別職の方々が就任するということになるのか伺いたしたいと思います。

事務局： この地域でこの職を設置するかどうかの是非を具体的に決めてはございませんので、明確にはお答えできないところです。特別職の区長と言いますと、議会で選任する形の特別職、あるいは長の方で選任する形の特別職がございしますが、期間が限定されますが常勤の特別職を選んでいくことを想定しております。

小林委員： 今はこの程度の内容の質問にしておきますが、また別の所とも関連がありますので後ほどに回したいと思います。

森田委員： ただ今の説明に対して質問したいと思います。別紙3の1ページの「地域審議会の任務」と2ページの「地域協議会の任務」の問題でございしますが、私の聞き違いかと思いますが、先ほどの説明では2ページの「権限」の所で、「地域審議会」と「地域協議会」の機能は、同じように受け止めました。ところが、「ii」に「市町村長は、地域自治区の区域に係る重要事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない」とありますので、この文言からみますと先ほどの説明では若干不足ではないでしょうか。この点、答弁をいただきたいと思っております。

事務局：別紙3の13ページをご覧いただきたいと思います。この中で、それぞれ地域審議会・地域自治区・合併特例区のケースを比較する形で載せてございます。また、右側の表の方にそれぞれ審議会・協議会の権能ということで比較させていただいておりますので、この中でご理解賜うようお願いしたいと思います。

森田委員：私は1ページと2ページの審議会と協議会は機能が同じであるように受け止めて問題ないかどうか質問しています。

総務専門部会：法律の条文の書き方ということで、このように並行的に置かせていただいておりますが、合併協議の中でどういう形で権能を持たせていくのかということになっております。「重要事項の実施についての意見の開陳」ということが「地域自治区」の中に言われておりますが、同じように「地域審議会」も合併協議の中で「このこととこのことは必ず審議会に掛けるようにしよう」という決め方をすれば、そういうふうに出てくるということで、どういう権能を持たせるのかということは、今後どの仕組みを採るのかという問題はありますけれども、これからの合併協議で決まっていくこととなります。そうしますと結果として両方の組織とも果たす役割は同じではなかろうかと思えます。

森田委員：続けて質問しますが、2ページの方は文言だけで理解すると義務的に重要事項をあらかじめ聴かなければいけないということを言っています。1ページの内容は今の説明では今後の問題であるようですが、今後の問題だからあらかじめ意見を聴かなくても良いということにはならないだろうと思えます。ですから2ページの方の重要事項とは何かということをお聞きしています。それからその重要事項についてはあらかじめ意見を聴かなければいけないと義務的な表現がなされています。私は法律を読んでおりませんから理解しておりませんが、その点が少し引っ掛かる場所ですが、進めていただいて結構です。

千葉議長：その他、説明に関する質疑はございませんか。

菅野委員：この問題につきましては、実例が少なく分かりにくいのですが、重要なポイントとなりますのは予算に関することです。財源確保の上、予算を執行し、決算できる権限は、どの方式であれば可能なのかお伺いします。

総務専門部会：基本的に予算執行の権限を持っておりますのは、行政機関側ということになります。多分ご質問の趣旨は、「地域審議会」、「地域自治区」、それから「合併特例区」を比較した時に、どの形態が予算執行権を持つのかということだろうかと思います。予算執行権ということに関して言うならば、いずれの形態も持つことはございません。予算執行権そのものは行政側が持っており、

もし予算に関して何らかの審査ができるのかといったご質問であれば、これは、審議会などそれぞれの組織においてどのように諮問・答申をしていくのか、例えばこの地域の予算に関して諮問するというような決め方をすると、関わり合いが出てくることはございます。少し分かりにくい所では、「合併特例区」に関してですが「合併特例区の固有の事務に関して、予算そのものについての審議をしていく」という側面を持っております。「合併特例区」は1つの法人を形作りますので、その法人の行う事務に関して「合併特例区」に設けられた協議会は、諮問機関の役割ともう1つ議決機能的な役割を担うことにもなります。「合併特例区」の場合には、非常に限られた事務ということに関してではありますけれども、他の2つの形態と異なるところがございます。

菅野委員： 前回、副委員長から島根県浜田市のお話がありまして、事務局の方にも調べられるのであれば調査しておいて欲しいと申ししておりましたが、インターネットで検索しますと新市では予算財源の要求枠が確立されていて、独自財源を持って個性のあるまちづくりを行うために予算を執行できるようにしています。この方法は小さな町の町長が考え出した方式のようですが、分権型の合併ということで将来的に小さな町が寂れないようにはどうすると良いのか検討した結果、合併は確か来年の10月1日だと思っておりますが、今進められているそうです。この方式でいきますと、先ほどから説明されている総合行政センターや支所はこの「地域自治区」の形態に当てはまり、区長が統括することになると思います。ということは、独自財源を持って新市建設計画を進めていくこととなります。そういう方法ができるはずなのに、どうしてそういった説明が事務局からないのか、それともそのような形態は持つことができないという認識なのか、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

事務局： 浜田市の事例では、新しい市長が予算編成方針に基づいて、財政課が各部と協議して本庁執行分と支所執行分、つまりこの地域で言うそれぞれの総合行政センターの執行分に分けて配分する形になります。ですから先ほど総務専門部会から説明がありましたように、新市としての権能に関しては、一定の枠について協議して支所分として認めますが、枠配分に関する議決の権利については地区協議会などの組織に認められているといったものではないということですのでご理解いただきたいと思います。

菅野委員： その要求枠という部分に関しては、多分経常的な経費の部分かと思えます。もう1つこの中に地域振興基金のように自由に執行できる一般財源があります。これは結局、合併する市町村が持っている基金を配分した中で、音別なら音別、白糠なら白糠、阿寒なら阿寒という区に財源を持たせて、5年とか10年の間にその財源をそれぞれの区域の中で使うことができるというものです。そしてその権限は区長が持つことができるということです。そういったことが可能だと思えますので、資料で示された中ではどの方式で可能なの

かということをお伺いします。それとも私どもの地域ではできないということでしょうか。

事務局： 区長の権能に関するところですが、新市として最終的な枠組みは決めますが、その過程において区長の裁量と言いますか、区長の権限を一定程度認めることを想定したものではないかと思えます。

菅野委員： 浜田市の例では説明のあったような形態ではなく、完全に各自治区の区長の権限で予算を執行する方式のようなことが書かれていたと思えます。これも新しい事例ですので、多分ここが取っ掛かりとして全国の合併の参考となり、まだ始まったばかりなので詳しくは分かりませんが、これを見る限りでは合併した旧町村には区長を置いて、区長が支所、要するに総合行政センターを統括した中で、予算自由枠、これは基金を予算財源として使っていく権利のことですが、5年、10年という期限を設けて町村が寂れないように、また地域に必要なまちづくりを行っていくということが書かれています。

事務局： 総合行政センターですけれども、後ほど出てくるかと思えますが、センター長として部長職相当以上を置くということは、センターとして1つの部相当の組織権限があることとなり、予算要求し、そこに与えられた一定の予算を執行する権限・権能が任されてくるだろうと考えています。それからセンターの中で地域政策部門がございます。地域政策部門は具体的にどのようなことが任されていくかということは、これからの協議によりますが、地域振興について一定の事業展開がセンターの中で工夫されていく余地は残っているかと思えます。今のご質問のように区に任される権限というのは、どの形態を採っても持てるものではないかと理解しております。

菅野委員： 少し分かりにくいですが、この例では結局、自治区長とセンター長の2人が同じ事務所の中に居るのは不経済ではないかと思えます。これを見ますと、市の助役がそのまま区長にあたり、要するにセンター長は置かないということでしょうか。総合行政センターと区を設けて、両方に区長やセンター長が居ては無駄な組織のような感じがします。こういうことが本当にできるのであれば、それこそ議員の待遇にしても何でも、相当絞ったようなことができると思えます。そういうことができないと、当然、地方からは在任特例が求められるでしょうし、決めるべきことを最初に決めていかないとこれからの協議が難しくなるのではないかといった懸念を感じているわけです。

千葉議長： どういう形態を採るのかということは、後ほどまたお話する機会がありますので、今の説明の中で更に質疑がありましたら続けたいと思えます。

近藤委員： 今回もしくはこれ以降の議事の進行についてですが、是非、委員長や副委員長（釧路市）員長にも、特に千葉委員長は仕切り役ですけれども、今回は1人の委員とし

て発言していただきたいと思っております。それからこれからの色々な決議は、満場一致でなくてもどこかで決を採るようなことも必要ではないかと思っておりますので、それが良いかどうかは別としまして、合併協議会もしくは小委員会の規則に従って、数で押し切るというわけではありませんけども、禍根を残さないような議事運営、それと同時に千葉委員長、丸子副委員長も個々の委員の立場でぜひ色々なことを聞かせていただきたいと思っております。

それから2つ目ですが、これは今の事務局の説明に対するものですが、いきなり本題に入るということではなくて、その前に別紙3の資料ですが、1ページの「地域審議会」につきましては平成11年の改正と載っております。ご存知のように合併特例法は、昭和40年法律6号から様々な変遷を遂げて現在に至っていますが、来年の3月31日までの時限立法的な性格を持ちますので、そうした場合に別紙3の2ページの「地方自治法の一部を改正する法律」の中での「地域協議会」、「地域自治区」、「合併特例区」の3ページに関して、いつこれが改正されたかといった時系列の区分が全く記載されていません。おそらく合併特例法は合併を推進するために改正が行われていると思っておりますので、1ページの平成11年、2、3ページが何年に改正されてこのような法律になったのか、事務局から説明していただきたいと思っております。

総務専門部会： 1ページの地域審議会の法改正について若干ご説明をいたします。これは皆さんもご存知とは思いますが、平成11年に何があったのかと言いますと地方分権改革の動きがありました。これは分権一括法の中での改正ということでありまして、485件の法律が改正された内の1件でございます。改正の理由は地方分権が進む中で基礎的自治体、市町村の権能は益々重要になってきているけれども、行財政基盤の足腰を強くしないことには地方分権を担える主体に成り得ないということで、地方分権の議論の中ではあまり議論されませんでした。市町村合併は避けて通れないのではないかとといったようなことが委員会からも言われました。それを受けまして一番問題になっていることは、市町村は行政区域が広がってしまい、その時の行政サービスはどうなるのだろうかというようなことが議論されました。そこでそれを補完するための仕組みが必要ではないかということで考えられたのがこの地域審議会制度でございます。その後、実は合併特例法はいくつかの改正がされておりますが、組織自体に関する改正はありません。例えば合併協議会設置のための住民請求の部分を実質させていくような改正が、この間に入り込んでございますが、先ほど事務局から説明がありましたように、「地域自治区」と「合併特例区」の改正は今年の5月でございます。ただこの5月の改正そのものを迎える前に一定の動きがありました。それは国の第27次地方制度調査会が答申をまとめております。地方制度調査会の方に対してはどのような諮問がされていたかと言いますと、合併に関しては合併後の自治体が円滑に住民自治を展開していく方策はないだろうかというようなことが諮問されました。それに対して委員の方たちによって随分議論されましたが、途中で西尾私案というものが出されたことはご存知かと思っております。私案の中で「人

口1万人未満の自治体は、自治権能を制限して都道府県に返していくことによって、窓口機能しか持たせない」というようなすごく衝撃的な案が出されました。実はそれだけではなくて、有名になったこの案の裏返しの中に何があったかと言いますと、住民自治を充実させるための仕組みとして今まで広域的な自治ばかりが考えられていたけれども、もっと狭い地域での住民自治というものが考えられないだろうかといったことが話題になりました。それが「地域自治区」の一般制度でございます。今、合併するしないに関わりなく、狭域的な中で自治ができる仕組みとして何かないだろうかということで、「地域自治区」といった考えが出て参りました。諮問の中身というのは、合併を円滑にしていく仕組みを出して欲しいということでありまして、合併して今までの自治体が無くなってしまってもそこに今までの行政サービスの権能を残していくような仕組みはつくれないだろうかということで出てきたのが、地域自治区の特例でございます。それから「合併特例区」の方というのは、合併の期限が迫っている中ですぐには合併できないような地域にも何か良い方法はないだろうかということで、とりあえず合併はするけれども少し時間を掛けて地域の一体化を始めてはどうか、そういうような仕組みは考えられないだろうかということで提示されたのが「合併特例区」でございます。地域自治組織は合併に絡んでの話でもありますけれども、もう1つは制度の流れの中では狭域自治、要は住民自治をどうやって展開していくのかといった課題も一緒に持つことになっているものでございます。

近藤委員： 1ページの「地域審議会」が平成11年の地方分権改革の一環として出てきたこと、それからとりあえず3ページの「地域自治区」については本年の5月改正で出されてきたということも分かりました。2ページの「地方自治法の一部を改正する法律」と合併特例法の「地域協議会」などこの辺も同じく今年に法律が改正されたということによろしいですか。

総務専門部会： そのとおりです。

近藤委員： 分かりました。それではそのことに関してですが、平成11年に「地域審議会（釧路市）」を設けることが出来るようになってから平成16年の法改正に至るまで約5年間の期間がありますが、この間に私の方でもいくつか「地域審議会」の設置事例を調べて見ました所、実はこれらの組織があまり機能していないという反省のもとに、平成16年度の様々な改革、もしくは先ほどおっしゃったように西尾私案という形の中で住民自治にもっと狭義な観点から取り組んできたことは今説明があったとおりだと思います。ここでこれから釧路市、阿寒町、白糠町、音別町でどのような形の住民自治機関が良いのか考えてみたいと思います。是非皆さん方に理解していただきたくは、全国で初めて「地域審議会」を作ったところが岩手県大船渡市ですが、法律が施行されて約5年間、平成13年11月に全国第1号として「地域審議会」を立ち上げて2年以上が経っていますが、非常に興味深いことが大船渡市の議員の方々や新聞

情報によって明らかにされております。少し読んで見ますと「地域審議会」は言葉だけが独り歩きしている存在になってしまっている。設置した第1号が人口3万7千人の大船渡市であり、8千5百人の三陸町を編入合併し、地域審議会を作りました。初めは大きな権限を持つと思っていたのが、蓋を開けて見れば何も権限がない。何のための地域審議会だったのか。」また「審議会の意味が全くない、これは失敗ではなかったのか。これを変えなければいけない。」と「地域審議会」の会長を務める綾里漁業協同組合長の佐々木昭夫さんは言っています。色々と法改正があったのは法律に不備があったから改正されたのであって、「地域審議会」がうまく機能していれば「合併特別区」などといった組織は考え出されなかったのではないかと思います。平成11年からある「地域審議会」の様々な事例に関する資料をどこかの時点で、委員に渡した上で論議した方がより現実的に議論が出来るのではないかと思いますので話をさせていただきました。

千葉議長： 資料の要求がありましたけれども、どこまでの中身が良いのか難しい所ではありますが、事務局の方で次回先行的な地域審議会について報告ができますか。

事務局： 地域審議会の関係で今資料の要求がございましたが、どういった所で設置されているかということは、色々と調べますと分かるかと思いますが、その中身がどうかということになりますと知り得る内容としては新聞情報などからしか分からないものですから、お出しする資料につきましては事実関係が中心になるということでご了承をいただければと思っております。

近藤委員： 確かに自分で発言しながら無理を言っている所があると思いましたが、（釧路市）実際にインターネットで調べる時に「地域審議会」を立ち上げている所のアドレスが分かればよいので教えていただきたいと思っております。何でも事務局に資料提供を求めて、それが分からなければ審議ができないということであれば、これはまたおかしなことですから、ヒントとなるインターネットアドレスの提供をお願いしたいと思います。

2つ目に先ほど法改正が色々と変遷を経てきたことは事務局から説明していただきましたけれども、部会長の私的見解として、なぜ「地域審議会」があるのにこのように法改正されてきたのか、確かに西尾私案の時に色々な考えが出てきましたけれども、何が問題点だったから「地域自治区」や「合併特別区」といった組織の考え方が出てきたのか、もしその辺で参考になることがありましたら教えていただきたいと思っております。

総務専門部会： 「地域審議会」に関して何か反省があって「地域自治区」などといった組織が出来上がったかと言いますと、必ずしもそうではないと思っております。先ほどお話のありました浜田市の事例は、まさしく「地域審議会」を使った仕組みですが、「地域審議会」というのはどういうものかと言いますと、附

属機関ですから諮問に対し答申をする組織となり、地域自治組織のような形を取りません。どのように組み立てていくかと言いますと、浜田市の事例もそうですが、支所の機能を事務局の機能とすることによって審議会との間でどんな関わりを持たせるかということについて各地で色々な工夫がされました。その中で附属機関だけの枠組みではなく、組織としての枠組みのようなものが作れないかということで、今日の法制度が考えられたようです。それ自体は合併に際しての組織ではありません。これからは基礎的自治体の形は色々あっても良いのではないかという考えのもと、地方制度調査会で検討されましたが、今、全国どこを見ても同じような形の組織しかないのが実際の姿です。色々な形があっても良いのではないか、色々な形を自由にお作りください、例えばこのような組織の形態が用意されていれば、合併もスムーズに行くのではないか、また狭域自治・住民自治ももっと良い方向に展開していくのではないかということで示されたのが、この制度だと思います。これはアウトラインを定めただけですから、中にどのようなまちづくりのメニューを盛り込んで行くかは、それぞれの地域でご自由に考えておやりくださいというような形で流れてきているものと理解しております。

近藤委員： 今の言葉を受けまして最後に1つだけ質問して終わりにしますけれども、（釧路市）今の総務専門部会のお話が実は別紙3の1ページ、これは皆さんはすぐお分かりになると思いますが、2につきましては「地域審議会の任務」と書かれています。ところが2ページの（3）地域協議会では「権限」となっています。「任務」と「権限」とではかなり意味が違いますので、「地域審議会」は地域自治機関としての機能を実は果たしていなかった反省のもとに、今年の法改正に至ったのかどうかということの質問で終わらせてもらいます。

総務専門部会： 今のご質問は難しくて答えようがないというところでございます。「地域審議会」そのものは自治組織としての機能を果たしていなかったかと言いますとそうではないと思います。これを基礎に色々な形の組織が、それぞれの地域で工夫されてきたと思います。ただ結果として、今回の法改正のような地域自治組織といったものが法制化されたという理解しております。

丸子委員： 自治組織について事務局から説明されたわけですが、本日は「地域審議会」、「地域自治区」、「合併特例区」に関する資料の説明のみにさせていただいて、次回にこの資料をもとに検討されてはいかがかと思っております。

千葉議長： 進め方の話になりますが、今は出された資料の内容について、質疑も含めて進めさせていただいております。時間の関係でこの程度にさせていただきたいとは思っておりますが、この後、事務局から議会の関係の未整理の部分も含めてご提案させていただいて、この自治組織については、具体的にどういう方法が考えられるのかは今日結論までは行かないのではないかと判断しておりますので、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、この資料を審議の参考にしていただくこととして、次に地域審議会等の取扱いを含めた組織機構や議員の取扱いにつきまして、調整方針修正案として今回事務局から提案されておりますので、会議次第の(1)「調整方針修正案の検討」及び(2)「地域審議会の取扱い関連の検討」に戻りまして、事務局の方から一括して説明をお願いしたいと思います。

事務局： 別紙2「調整方針修正案(第3回行財政小委員会分)」の1ページをご覧ください。組織機構の関係でございますが、通番1の「支所・出張所」につきましては、調整内容の3で、これまでの3町の役場を「(仮称)総合行政センター」とし、総務、財政、議会など一部本庁に集約される業務を除き、町で実施されてきた住民サービスなどの業務をこれまで同様、各地域でほとんど受けることができるということを基本に、各町の組織機構が同一でないことから共通に理解できるよう11の部門という形で列記したところでございます。また、調整内容の4で、「(仮称)総合行政センター」の総括責任者については部長職以上としたところであります。

次に順序が逆になりましたが、調整内容の1、2では現在、各市町で持っておられる支所、出張所については現行のまま引き継ぐこととし、その機能を釧路市の制度に一本化することとした6市町村時の協議を継承することとしたところでございます。また関連事項としまして、2ページに再協議の2項目を掲載しておりますが、この2項目は前回の小委員会で総合行政センターの機能と地域自治組織に関する調整方針が提案されていないことから、継続協議となったものでございますので、今回これまでご説明いたしましたことを踏まえていただき、前回に引き続いての協議をお願いしたいと思っております。

続きまして別紙4の「地域審議会の取扱い関連資料」をご覧くださいと思います。先ほど、地域審議会や地域自治区等の概要につきましてご説明をさせていただきました。地域審議会等の取扱いについては、「合併協定項目」の1つとしてご協議いただくことを考えておりましたが、今回ご提案しております支所等の取扱いと併せて協議したいというご意見もございましたことから、今回併せてご協議をいただきたくため用意したものでございます。

まず各地域における行政機構につきましては、先ほどご説明しましたように、住民サービスの提供などに支障が生じないよう、これまでの町役場の機能をほとんど残す「(仮称)総合行政センター」を各地域に設置することを基本に考えておりますが、こうした行政組織に加え、住民の皆さんの意見を反映させる仕組みとしてどのようなものがあるのだろうかということで、幹事会等でご相談し、「地域審議会」など3案を用意させていただきました。

この3案で考えております協議会や審議会の権能につきましては、そのいずれを選択したといたしましても、同様ではないかと考えておりますが、1

ページの第1案は、先の説明のケース1に住民意見の反映の手法として、自治法で設置することができる附属機関としての協議会を設置するとしたものでございます。次に2ページの第2案は、先の説明のケース2を採用し、合併特例法に規定する「地域審議会」を設置するとしたものでございます。次に3ページの第3案は、先の説明のケース3を採用し、「地域自治区」を設置して、その中に設けられる「地域協議会」に、そうした役割を担わせることとしたものでございます。なお、第1案を採用した場合には、特段、設置期間について制限されるということはないところでございますが、第2案、第3案を採用した場合には、合併協議で定める期間ということで、設置期間が限定されることとなるところでございます。以上、ご説明させていただきましたが、どのケースを採用するのが良いかご協議を願うものであります。

続きまして議員の取扱いでございますが、調整方針修正案に戻り、1ページの通番2から4、「議員定数・任期・常任委員会の状況」、「議員の報酬等」、「議会活動費への交付金等」の3項目について説明させていただきます。この3項目は、7月13日に開催されました第1回行財政小委員会におきまして、予め正副議長の皆様にお集まりいただき、提案内容を整えて行くことについてご了解をいただいた案件であります。この第1回の小委員会でのご了解を受け、正副議長の皆様には7月20日、8月9日、8月31日とお集まりいただきご相談させていただきましたので、最初に正副議長会議の協議結果についてご報告させていただきます。

まず、議員の任期の取扱いについてであります。4つの市・町の人口構成を見る時に、釧路市が約9割の人口を占めていますので、人口に比例した議員数では、3町が抱えている課題を議会という場で、市政運営に反映する機会が著しく減ってしまうのではないかと懸念があります。こうした合併時における住民の皆さんの懸念を解消するために、現在の議員が継続して在任する必要があると判断されました。さらに、合併協議において、新しいまちづくりの計画として新市建設計画を協議し、事務事業の一元化に向けて調整方針をまとめているわけではありますが、新市において作成される総合計画にあっては、その精神を生かしているか、また新市の予算編成や執行にあっては調整方針がしっかり反映されているかなどを議会の責任として確認する必要があると判断されました。この結果、現在の議員が一定期間在任することがふさわしいのではないかとまとめられました。しかし、その在任期間については、必ずしも合併特例法で認められる2年という期間を設定する必要があるとしたものではありません。新年度予算が協議される3月定例会を1つの節目とし、この定例会の場で2度議論することを以ってその目的が概ね果たせるのではないかと協議され、加えて議員選挙にあっては統一地方選挙という機会を利用することで選挙啓発の面などにメリットもあることから、統一地方選挙における議員の任期を考慮し、在任の任期を19年4月30日、すなわち在任期間を約1年6ヶ月とすることといたしました。なお、この期間で、新市が策定する総合計画をしっかりと議論していきたい旨、要望されたところでございます。また、在任期間終了後の議員定数については、特に3

町からの議員選出に配慮することを考えた場合、法で定められた上限数を採用することが必要としたこれまでの協議を踏まえましたが、選挙区の設定については検討時間の猶予を求められたところでございます。

次に、議員報酬の件であります。協議にあっては、新市になって求められる議員活動はいかなるものか、議会の開催に伴う日程的な要素などについて話し合われました。その1点目として議員活動ですが、新市になって求められる議員活動の内容は、21万市民のまちづくりについて総合的に検討し、全市的な市政運営に対するチェックを行い、そして4つの地域の住民が同じまちに住んでいるという一体感の醸成などについて責務を担うなどの認識を確認しました。この責務については市議会議員と3町の議会議員で相違はなく、各議員ともこれまでの各議会で行ってきた活動を継続するだけではないことが確認されました。

次に2点目として議会の開催状況であります。現状の市議会や町議会の会議日数はお手元の資料の別紙5の12ページの下段の方に15年度実績として1人当たりの平均出席数がございます。どのような比較が相応しいかといったことは大変難しいところですが、この資料をご覧くださいますと、議員1人当たりの平均出席日数のうち、閉会中の委員会については、釧路市が少なく3町が多い状況となっておりますが、定例会への出席は釧路市が37日間、阿寒町では10日間、白糠町では13日間、音別町では13日間という状況であり、臨時議会への出席は釧路市が5日間、阿寒町が6日間、白糠町が6日間、音別町が7日間という状況となっております。こうしたことから、原則としては報酬額の一本化が相応しいとしましても、行財政改革や住民理解の観点から考えた場合、それで良いのかどうか意見が分かれたところであり、「すべての議員について現行の報酬額のままとする」、「釧路市議員の報酬額を据え置き、3町議員については報酬額を統一する」、「新市として一本化した上で、議員の総意として一定の金額を引き下げる」などの案も出され協議されました。協議の結果、意見の大勢として在任期間中に新市民としての一体性の醸成に努める必要性からその責任は重く、現在の釧路市議会議員が持っているまちづくりに対する責務と同等以上のものがあり、1自治体として1つの制度という原則を打ち出すことが相応しいと一致するに至り、以上の協議経過からその具体的な金額としては、釧路市の議員報酬額に合わせることにしたところでございます。しかし、この結論を住民の皆さんにご理解いただくには、その説明をしっかり行わなくてはならないこと、また小委員会や協議会において慎重な議論をいただく中で本結論が修正された場合には、その修正を受け入れることが確認されました。修正を受け入れる用意があるという意味では、幅をもった結論であり、議員報酬の協議のたたき台としてまとめられたものであります。

次に費用弁償であります。釧路市は定額、3町は距離に応じた実費支給となっております。とりわけ3町につきましては、参集するための時間をこれまで以上に要することとなりますことから、釧路市の制度と併せ交通費を支給する必要があると確認されました。

次に政務調査費であります。これは議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議会における会派又は議員に対し交付するもので、道内においても10万人以上の市においては全て交付されております。新市において比較対象となる都市の事例から、釧路市に合わせることでとされました。

釧路市議会議員で組織しています国際交流促進議員連盟の活動につきましては、在任特例期間中はこの活動を凍結する予定となっていることから、その補助金支出を凍結するものとしたところでございます。

以上、正副議長会議の協議結果についてご報告申し上げます。今回提案させていただいております議会議員に関する3項目につきましては、ただ今報告しました正副議長会議の結果を受けたものであり、その旨が調整内容に掲載されておりますので、調整方針修正案の記載内容の説明を省略させていただきます。なお、議員の報酬額については調整方針にその内容が記入されていませんが、端的な表現を記すことによって議論に誤解を招く危険を生じないよう配慮したものでありますので、本説明を持ってお受け取りいただきたいと思っております。

また、議員報酬につきまして、事務局に寄せられた意見の中で、法定上限数38人に釧路市の報酬額を乗じた額を持って枠を定め、その枠を限度として定めてはどうかという主旨のご意見が市民から届けられておりますことをご報告申し上げます。

千葉議長：ただ今、事務局から地域審議会の取扱いを含めた組織機構の関係や議員の取扱いにつきまして、調整方針修正案と関係資料の説明がありました。本日提案いただいている項目を整理しますと、組織機構の関係と議員の关系到大きく2つに分けることができると思っております。まず、組織機構から協議いたしたいと思っております。委員の皆さんからご意見をいただき結論をまとめたいと思っております。

近藤委員：審議に入る前に1つお願いがあります。今、正副議長会議の報告が事務局（釧路市）からありましたけれども、私は速記者ではありません。何を言っているのかさっぱり分らないとは言いませんが、かなり大事な問題を今必死にメモしましたけれどもメモし切れません。確かに数字などは配られた資料に表わされておりますけれども、今、事務局からの説明で一番大事なことは、結論に至った過程の説明ではないかと思っております。今、後ろを振り向きましてメモを読んでいるような感じでしたが、もし審議に入る前に資料のコピーをいただけたらいただきたいと思っております。それを見た上で審議させていただきたいと思っておりますけれども、委員長のお考えをお聞かせください。

千葉議長：委員長としては今、事務局から説明いただいた部分を、資料として皆さんに配布したいと思っておりますが、事務局はいかがでしょうか。

事務局：分かりました。それでは資料を配布させていただきますが、少々お時間を

頂戴したいと思います。

千葉議長： 議員に関する協議は後段に予定しておりますから、資料の配布準備をしていただきたいと思います。もう一度確認しますが、調整方針修正案の未提案項目の通番 1、2 ページの再協議項目の通番 1、2 を先行してご論議いただきたいと思いますので、質疑をお受けいたします。

小林委員： 「支所・出張所」の調整内容 4 に「総合行政センターの総括責任者（長）は部長職以上とする」とありますが、私はこれは結構だと思いますが、部長職以上には特別職もこの中に考えられてこのような表現にされているのかお伺いします。

総務専門部会： 部長職以上という表現は結論から申し上げますと、一般職・特別職の両方を含めた意味で考えております。どうしてそのような表現を使っているのかと言いますと、総合行政センターを考える際、釧路市役所の今の部・課というところからイメージを持った時に、部に相当するものが総合行政センターという 1 つの組織になるのが自然ではないかと考えたためです。釧路市の例だけで恐縮ですが、今、市長部局などで 11 部あります。また公営企業の中に部が 1 つあります。それから教育委員会の中に部が 2 つあります。普通、部のトップは部長であり、公営企業や教育委員会にも部長がいます。公営企業では公営企業管理者や教育委員会では教育委員の中から選ばれる教育長という特別職があり、そうしますと部相当の組織を考えた時に特別職、一般職の両方が考えられますことからこのような書き方にさせていただいた次第でございます。

小林委員： 少し視点が違うかもしれませんが、阿寒町では部長はおらず、課長の上は助役しかいません。合併して総合行政センター長として釧路市の本庁から新任の部長がおいでになるようなことになると、地域住民とのコミュニケーションにも相当時間が掛かるだろうと思われます。一番良いのは私見でありますけれども、助役がセンター長になれないものかと考えておりましたが、特別職もこの中に入っているということでもございましたので、その辺も加味して考えてよろしいのか、私の聞き違いなのかお伺いします。

事務局： 人事の話でありますので、私がここではっきりしたことは申し上げられませんが、選択肢の中にはそのことは位置付けられていることとなります。

小林委員： 人事ですからここで触れられないのは当たり前ですが、考え方としてそういうこととして了解いたしました。

森田委員： 大体分かって参りました。私はこれまで総合行政センターの分掌事務、あ

るいは総括責任者の身分の問題で時間を掛けてご質問等を申し上げてきましたが、原則的な所から参りますと、この通番1「支所・出張所」の中に総合行政センターが載っていないということは、これは法律の一部改正の前の6市町村の協議の時の通番ではなかったかと思うわけでございます。従って私としては総合行政センターのことがこの通番の所に入ってこなければならぬのではないかと思うわけでございます。それから2番目には従来、役場と支所の関係がありましたが、今度は役場が無くなって、総合行政センターと支所の関わりが出て参ります。そうしますとそこにおける機構図が明らかではないのではないか、具体的に言いますと、例えば支所は町長の決裁を代決する機会があったわけですが、そういったようなところから考えますと、新しい総合行政センターと支所との関わりを明らかにしておくべきではないかと思えます。何か意見のようになって恐縮ですけれどもご質問を申し上げたいと思えます。

事務局： まず後段の方のご質問の方になりますけれども、別紙3の9ページにお示ししているような形の中で位置付けられるイメージをお持ちいただきご理解いただけるのではないかと考えております。大・中・小・細項目の「支所・出張所」という表現が、4市町協議の場合は「(仮称)総合行政センター」という表現で提案されるべきではなかったかといったご指摘ですが、その部分につきまして、全体で1,246の調整項目がございますが、6市町村時の表現をそのまま4市町の合併時にも引き継いでいることをまず前提にさせていただきたいと思っております。4市町として協議をしている以上は、新たな組織がきちんと分かるような表現として小委員会に諮るべきではないかというご指摘かと思えますが、前段申し上げましたように1,246項目全て6市町村時の調整方針に関わる大・中・小・細項目としてご提案しておりましたので、その辺のご了解をいただければと思っております。それからもう一つ、そういった総合行政センターの出先機関となるような支所等であっても、住民サービスについては、これまで通り提供できるような体制を考えていきたいと思っておりますので、決裁の権限などにつきましてはこれからの調整の中で整えていくことができるものと思っております。

森田委員： 参考までにお伺いしますが、これだけの事務分掌を持った総合行政センターであれば、人事のことに関わるかもしれませんけれども、現在、町にいる職員の何割が残るのか類推できるものでしょうか。

事務局： まだ総合行政センターに配置する部門については、現在専門部会を中心に議論しているところでございます。この小委員会で今お話できる範囲は、企画財政部門のような管理部署は集約でき、本庁に集めることが可能ではないかといったことが挙げられます。住民部門・福祉部門や税務・産業・環境から教育も含めてですが、それらの部署には職種ごとにどのように置くと良いのかまだ整理されていない段階でございます。何割程度の職員が残り、何割

が集約されるということは、将来的には検討していかなければならない課題ではございますが、合併時には今ある部署を必要最低限置くことを前提としておりますから、多少の人的な異動がありますけども何割というところまで明言できないことをご了解いただきたいと思います。

森田委員： ないのであれば仕様がございませんね。

千葉議長： それでは、組織機構についての結論をまとめたいと思いますが、協議の中で（仮称）総合行政センターに関する事項については、住民意見の反映手法とは別に現行の行政機能をどのように残していくのかということでございまして、この後にご論議いただきます「地域審議会」などの審議には影響されないだろうと認識しておりますので、この部分だけの結論をまとめたいと思います。冒頭も申し上げましたけれども、調整方針修正案の未提案項目の通番1、再協議項目の通番1・2につきまして承認したいと思いますよろしゅうございますか。

（「はい。」の声）

千葉議長： ありがとうございます。それではこの3項目については承認されました。続きまして、地域審議会の取扱いについてでございますが、新市における住民の皆さんの意見を反映させる仕組みとして、事務局から説明のあった第1案「附属機関としての協議会」、第2案「合併特例法に規定する地域審議会」、第3案「地域自治区を設置して、地域協議会」について、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

森田委員： 珍しく事務局は困ったと見えて3つの原案をお出しになったようですが、その意味が私には分かりません。そこでなぜ第4案、合併特例区について提案されないのかその理由についてお伺いしておきたいと思います。

事務局： 地域自治の組織形態について考えた時、いくつかのケースがあると思います。幹事会等で色々ご相談した中で、全体の最大公約数の中でご協議いただけるのではないかとということで3案用意したところでございます。なお、第4案の合併特例区につきましては先ほどの説明にもあったかと思えますけれども、その地域に任せられる課題、これが具体的に絞ってイメージができるかと言いますと、今この地域の合併を考えた時にそういったような課題はそれほどないのではないかといった思いを持っております。

森田委員： 本日の小委員会では中身の協議は行わないのでしょうか。

千葉議長： 協議しないということではなく、本日は意見交換、あるいは質疑がある部分については進めますが、今日結論を出すことは難しいと判断しております

ので、次回に引き続き協議したいと思っております。協議時間を制限しているつもりはありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ここで休憩とします。

(休憩)

千葉議長： 会議を再開します。

菅野委員： 第2案に「議会の議決を経るものとし」と書いてありましたけれども、「地域審議会」については議会の議決は必要なかったような気がします。議会の議決が必要なのは新法の中の「地域自治区」と「合併特例区」の制度だけではなかったかと思ひましたが、これは何か特別にこういうことになったのでしょうか。

総務専門部会： 「地域審議会」の設立の手続きが若干異なっております。普通の附属機関でございますと条例設置して定めることとなります。この「地域審議会」に関しては、合併前に設立する手続きをしておくこととなります。そうしますと、合併協議をしている4つの市町がそれぞれ「地域審議会」を設立することを決めますので、合併協議と並行して設立する手続きが法律上求められてくることとなっております。「地域審議会」をつくって合併後に何か変更があった時にどのように変更の手続きをするのかといった疑問が出てくるだろうと思ひますが、その時には条例改正することとなっております。

菅野委員： そうしますと各議会で議決しない以上は、ここで話してもどうにもならないのではないかという気もしますが、協議会と議会で違った結論を出した場合はどうなるのでしょうか。

総務専門部会： ここだけが合併協議で特別に出てきておりまして、分かりにくかったかもしれませんが、今行なっている合併協議もそれぞれの議会において承認をいただくこととなります。つまりこの審議会を設立するための協議も、それから合併全体の協議も同時に議会に掛かっていくこととなりますので、今併せて協議されていることをご理解いただきたいと思います。

菅野委員： 合併協定書を作る前に議決が必要ではなかったでしょうか。協定書を作る前に各関係議会で議決されないということになるのでしょうか。

事務局： 「地域審議会」の議決のタイミングですが、最終的に各市町議会で合併の議決をしていただきますが、その時に一緒にやっていただくこととなります。協定書の前に議決していただくものではないというものでございます。

菅野委員： そうしますと、この「地域自治区」や「地域審議会」というのは、協定項

目の中に入らないということですか。合併するかどうか先に決めてからこれらの組織を設けることを議決するというのでは、そこで議決されてもされなくても合併することが先に決まってしまうということにならないでしょうか。

事務局： これからのスケジュールでいきますと色々な合併協議をしていただいた中で、この協議会で合併協定書を作り、それに調印いたします。その後それぞれ各議会において合併の議決があります。その議決に当たりましては、合併協議の中で「地域審議会」を設置するというのであれば、併せて新市の中で「地域審議会」をつくることの議決を一緒に行っていただくことになります。

千葉議長： ここで休憩とします。

(休憩)

千葉議長： 会議を再開します。この部分だけ整理したいと思います。合併に向かって議論を進めていますが、小委員会に出された問題について論議をいただいて合意が出来たものを全体会議に持っていくということですから、全然意に沿わないものが合併協定項目に盛り込まれて議会で承認するというものではありません。手続き的に協定項目の中身や、あるいは合併を判断する内容についてそのような考え方をしていきますと、1つ1つについて事前に全部議会で手続きを取っていかないとならないように感じるものですから、その辺でご理解をいただきたいと思います。議論もあろうかと思いますが、時間の関係もありますので、「地域審議会」の取扱いについては、本日説明を聞いたばかりということもあり、そういう意味でこの件につきましては、それぞれ一旦持ち帰っていただいて、継続協議という扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

千葉議長： 次に「議員の取扱いについて」調整方針修正案では通番2・3・4になりますが、質疑、ご意見をお受けいたします。

小林委員： 議員定数につきまして触れさせていただきたいと思います。この件に関しましては、正副議長会議として意見を出されたわけでございますし、その報告は尊重しなければならないと考えております。しかしながら私はあえて異論を申し上げたいと思います。地域住民の皆さんの声も在任特例、あるいは後ほどの報酬等に関して大変厳しい考え方を示していると思います。このことを感じるのは私一人ではないと思うわけでございます。そこで私はこの際、定数特例を採用すべきではないかと考えるわけでございます。その内容といたしましては、3町の現在の議員数の半数程度、阿寒町7名、白糠町9名、

音別町 6 名、釧路市 30 名という議員定数を定めまして、そして選挙区を設けて「地域審議会」を構成し、市長選挙と同時に市議会議員も市民の皆様方から選挙で選ぶことが、現在多くの住民が賛同する形ではないかと考えております。そこで委員皆様方のご意見もお聞かせいただきたいと思います。在任特例の期間は 1 年半というお話でございますが、1 年半はあまりにも短いのではないかと思います。新市の総合計画を 1 年半で審議するのは本当に大変なことであり、不可能に近いのではないかと思います。ですから、私は 52 名の定数によりまして、4 年間掛けてじっくりこれらを検討していただきまして、将来に悔いを残さない計画をつくっていただきたいと思います。なお、在任特例と定数特例とでは、定数を 52 名にした場合の報酬額でございますが、1 市 1 制度を採用した場合には共に 4 年間の経過を見た時、計算上はほとんど同じでございます、その差は 0.24% ということで全く同じ額でございます。私は 5 号委員でございますので、そのような意見を申し上げましたが、各議会におきまして少数意見としてこういった意見もあったのではなかろうかと思っております。それぞれの議会の皆様方からはそういった少数意見についてもお聞かせいただきたいと思います。

千葉議長： その他、論議の経過を含め質疑はございませんか。この場合、事務局への質問だけではなく、委員皆さんで議論することも念頭に置いていただきたいと思います。小林委員からは定数特例のご意見がありましたが、皆さんからご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

折原委員： 私は行財政小委員会の委員と同時に幹事会の座長でもございまして、幹事会でも相当の議論をして参りました。その報告も兼ねてお話をさせていただきます。通番 2・3・4 では在任特例を採用し、在任特例の期間中の議員報酬については釧路市に一本化するという提案でございます。費用弁償、政務調査費についても案は出されております。これらについては住民の皆さんの関心が非常に高く、報道でも連日、アンケートも含めて取り上げられてございます。先ほど事務局から報告がありましたが、正副議長会議では在任特例を採用すること、それから費用弁償、政務調査費は釧路市に一本化するということが全会一致でございました。しかし在任期間中の期間、報酬については様々な議論があって 1 つの案としてまとめると釧路市の制度に統一することになりましたが、この議論の経過を踏まえて、行財政小委員会や合併協議会で異なった結論が出て受け入れるといった幅を持った提案となりました。そういう意味では正副議長会議のまとめは、今後のたたき台ということでもかなり弾力的な方向性として示されています。そこで行財政小委員会としては、しっかり時間を掛けて検討していく方が良いのではないかと考えているところでございます。今日は結論を出さないで持ち帰ってそれぞれの市町で検討して、再度意見を持ち寄ってここで議論してはいかがでしょうか。そういうふうにして結論を詰めて通番 2・3・4 を全部一括にして取扱うことはいかがでしょうか。それぞれ市町の中で詰めていく方法があると思いますが、そ

れはそれぞれの事情で検討していくと良いと思います。鉏路市としては、鉏路市から選出されている合併協議会委員全員の議論で一定の方向を出そうか、それとも5号委員の方だけに集まっていたら議論するかどうかはまだ決めかねております。この件は時間無制限ということにはならないと思いますが、11月12日の合併協議会に提案して年内に方向性を出すということになりますと、11月の合併協議会に提案する日程で進めていかないとならないと思います。その間、必要であれば、これは委員長にお願いですが、この問題に関しては何回でも小委員会を開いていただけたら良いのではないかと思います。

遠藤委員： この問題につきましては、新聞などでも色々と報道されておりますし、住民の各層からも色々なご意見があります。この小委員会の中で委員としての立場でどのような発言をして良いものなのか悩んでいるわけでございます。今、折原委員からご提案のありましたそれぞれの場で十分話し合いをしなければ、簡単に結論の出る問題ではないだろうと考えておりました。従いまして的を得た提案がございましたので、そのようなことで私も賛成したいと思います。

森田委員： 私は原則論を申し上げれば、新しい市になるわけですから委員も失職するべきだと考えます。しかし3町がどうやって廃れないように地域の振興を図るかということをおある一定の時間を掛けてみていく必要があるのではないかと考えますと、在任特例の結論に到達せざるを得ないということです。報酬の問題につきましては、まだ資料として不明な点があります。白糠町で研修を行いました時には、白糠町町議の報酬額の算出基準が納得できるような資料として私どもには提出されておりました。しかし鉏路市の場合の49万円の内容の資料はまだ出されておられません。このことについて端的に鉏路市は高いと言ってしまうと申し訳ない話でございますから、納得の出来る資料を出していただいて協議すべきではないかと考えます。また、鉏路市の委員から会議運営の方法について話がございましたがその案に賛成したいと思います。

千葉議長： 進め方の問題、論議の方法論についても意見が出ておりますが、他に何かございませんか。

吉田委員： 私は4号委員ですので、議員という立場を離れるといけないと思いながらもお話をさせていただきます。今回の正副議長会議の答申は色々な意見があった中でまとめられたものだと思います。阿寒町の場合は一市一制度、しかし報酬額は49万円よりも減額すべきだという多くの意見がございました。ただ少数意見として小林委員が言いました在任特例ではなく定数特例で選挙をすべきで、具体的な数字も出ておりましたし、先ほどの「合併特例区」のお話も出ておりました。どうしても在任特例でいくとすると、阿寒町の場合も報

酬は1市2制度で良いのではないかといった意見も少数意見としてありました。ただしそれはあくまでも議員側の立場の話であって民意を入れていない話です。意見としては少数意見でしたが、民意を反映させるべきではないかといった意見が大きな意見であったと私は思っております。この場では議員という立場を離れて公平な立場として意見をなるべく言いたいと思っておりますが、私もどちらかと言うと在任特例ではなく、定数特例の方が良いのではないかと考えており、ましてそれは先ほど小林委員が述べられたとおりの理由です。民意をどのような形で反映させるかということですが、色々なやり方があると思います。先ほど折原委員から提案がありましたように、5号委員の皆さんでそれぞれの町に持ち帰っていただいて、そこで議員である委員を除いて議論するのが一番公平ではないかと思っています。あるいはこの委員会として、特別な学識経験者等の方々に諮問をする方法もあるのではないかと思います。いずれにしても民意を大切にすることが大前提でなければいけないと思っております。

千葉議長： 議員の取扱いについて委員の皆様からそれぞれご意見や進め方についてお話をいただきました。従いまして、通番2「議員定数・任期・常任委員会の状況」、通番3「議員の報酬等」、通番4「議会活動費への交付金等」の関係につきまして、委員長といたしましては今日この場で結論を出すということにはならず、更に協議を重ねていく必要があると判断しておりますがよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

吉田委員： 持ち帰ることは良いのですが、出来れば各市町で5号委員の皆さんだけで話し合っただけでそれぞれの意見をまとめていただいたものをお聞きかせいただくことも1つの方法ではないかと思っております。この辺の取扱いを委員長にお取り計らい願いたいと思っております。

千葉議長： 委員長の立場で、今、言われたような5号委員の皆さんだけでそれぞれのまちで協議をいただきたいということは、越権行為になるのではないかと思います。どのようにするかはそれぞれのまちの皆さんの考え方があると思いますので、それぞれのまちの判断に委ねたいと思っております。ただ、こういうお話があったということは各委員で受け止めていただいて、それぞれのまちでご相談いただければと思っております。

近藤委員： 単に5号委員で検討してくださいという程度なら分かりますけれども、民（釧路市）意を反映した5号委員と言われますと、5号委員だから民意を反映しているのかどうかよく分かりません。他の5号委員の皆さんはいかがでしょうか。この点は確認した方が良く思います。

千葉議長： 委員長の立場の範囲で申し上げますと、それぞれの市町の5号委員だけで協議をしてくださいと言うことは出来ないだろうと考えています。通常、報酬額を決める時には報酬審議会で審議しますが、今そのことをこの小委員会で行おうとしているわけであり、ある意味で皆さん方には報酬審議会の委員に近い立場でご論議いただくわけございまして、4号委員や5号委員だけで議論するということにもなりませんので、私自身はそれぞれのまちの皆さんでご相談いただいて、どのようにすると民意が反映出来るのかはそれぞれのご判断ではないかと思っております。

菅野委員： 自分の報酬を自分で決めるということは大変難しい話であります。私たちの町としては申し訳ないですが、釧路市に下げてくださいと一本化するということの結論を出して議長にお預けしましたので、それに対して異論を唱えるということにはならないと思いますが、やはり民意の反映が大事であるということになりますと、各市町でアンケートを行う方法もあるのではないかと思います。そうしないと民意を反映すると言いましても、3人に聞いて民意を反映したことになるのかどうかといった問題も出てくると思います。この問題は在任特例の可否と報酬額を釧路市に合わせることの可否に集約されるのではないかという気がしますので、その辺でもアンケート調査が出来るのであれば行った方が良いのではないのでしょうか。その方が民意を反映するという意味では確実な方法ではないかと考えますが、そういった方法は難しいのでしょうか。

遠藤委員： アンケート調査はいかがなものかと思います。どうしても世論の流れというのは雰囲気流されてしまうことが大変多いので、こういう問題を議論する場合はある程度知識を得た人でなければいけないと思います。ただ単に報酬額が高いか安いかのアンケートを取っただけでは話にならないと思います。私はそういう選択はしない方が良いと思います。

森田委員： 手続きから言えば各町に常置機関ではありませんが、報酬審議会というのがありますので、そこにかけていただければ良いと思います。私の町では毎回5号委員だけが会議のある何日か前に集まって、役場の担当者の方から提案される内容について説明を受けています。この報酬の問題につきましても、第4回目の研修会を9月4日に行っていますが、その場では結論は出せませんでした。この件については、その場では情報を共有することしか出来ないと思います。後は委員の判断ですから、常識と客観的な考えを踏まえながら小委員会で発言するしかないのではないのでしょうか。委員長が努力されて民意の反映ということをおっしゃっていただきましたけれども、民意の反映は非常に極限されたものになってしまうだろうと思います。ですから持ち帰って5号委員の研修会や説明会で色々と討議されてはいかがでしょうか。

近藤委員： 先ほどの論議になりますけれども、議員の定数特例や在任特例を使うかど

(釧路市) うか、また今後の新市の構想なども含めまして、今は個別に具体的な結論は出ません。私は5号委員として最後まで責任を持ってやりたいと思っておりますけれども、中標津町と羅臼町の合併協議にありましたように、議会議員の定数及び任期に関する小委員会として別の組織の設置を求めているかどうかというようなことしか今の段階では言えません。アンケートを行ったり、5号委員にだけ結論を出して欲しいと言われても判断が出来ないと思います。

事務局： いくつか整理しなくてはならない点があるかと思っております。その中で、前段委員長からお話がありましたことは、まずこの件につきましては今日この場で結論を出すことは出来ない、なおかつ皆様方につきましても、もう少し他の委員と情報を共有する必要があるのではないかといったことから、各町に帰って情報を共有する機会を是非持っていただきたいということでは認識が一緒ではなかったかと思えます。また先ほど委員長からその時に5号委員だけに判断を任すかどうかは各市町のそれぞれのやり方を踏まえさせていただくということではどうかといったことだったと思います。そういうやり方も1つの選択肢でしょうし、その他色々な選択肢があるでしょうが、それは各市町の中でご判断いただいて情報を共有する機会を持っていただき、次回この場に臨んでいただきたいというふうに受け取らせていただきました。もう1つですが、釧路市の報酬額の件でございますけれども、少し情報が足りないということであれば、議会事務局専門部会と相談して何らかの情報を出せるよう努めたいと思いますが、基本的に釧路市の49万円という報酬が高いか安いかということをご議論いただくのではなくて、釧路市の議員報酬はこれまで決められてきた経過があり、その上で4市町の中で調整があり、その調整をどのようにしていくかといった観点からご議論をお願いしたいと思っております。

千葉議長： もう1度確認させていただきますが、100%納得していない部分もあろうかとは思いますが、今日のところはこの程度にさせていただいて、議員の取扱いについて継続協議とさせていただきたいと思っております。色々ご意見が出ましたし、それぞれの市町の考え方や進め方についてご議論もありましたけれども、委員の皆さんにはそれぞれ持ち帰っていただいて次回、再度議論したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それから、この議論と平行して事務局から一部報告があったかと思いますが、選挙区の取扱いについては正副議長会議で結論が出ておらず、現在協議中でございますので、結論が出ましたら次回以降に提案することになると思っておりますのでよろしくお願いいたします。また色々なお話がございましたけれども、各市町の中で十分に意見交換をしていただいて、それを持ち寄って次回協議したいと思っておりますが、スケジュールとしては、小委員会としての結論を踏まえて11月の全体協議会で確認いただくことになると思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からこの他に何かございますか。

事務局： そのような形でお願いしたいと思います。委員の皆様方には大変であろうかと思いますが、是非よろしくお願いいたします。

千葉議長： 前回、資料要求のあった件ですが、これは別紙5に添付されております。資料5につきましてはこれでよろしいでしょうか。

丸子副議長： この資料につきましては、普通会計のみということは分かりました。しかし住民に対する行政サービスというのは普通会計のみに関係するのではなく、他の会計も関係しますので、企業会計、特別会計の退職者数の資料を次回まででお願いしたいと思います。それから特に釧路市の土地開発公社、振興公社に関わる件でございますけれども、この資料はそれぞれ平成16年3月31日現在と平成15年6月30日現在の資料でございますが、現時点まで状況等が変わったものがあるのか、あるいは今後計画の見通しがあるのかお聞きします。

折原委員： 釧路市の公社の関連ですが、具体的にはほとんど変わっておりません。多少の土地の処分の動きはありますが、程度としては小さいものであり、特に説明しなければならないようなことはございません。

事務局： 企業会計分の退職者数の資料提出の件でございますが、全体の退職者数は出せるのですが、年度途中で普通会計と企業会計の間で異動がございますことから、区分して作るのが難しいところでございます。この部分は後ほど委員と相談させていただいた上で提出させていただきたいと思っております。

丸子副議長： 確認の意味でもう1点ですが、推計期間は5年間ということになっておりますが10年間にはならないのでしょうか。

事務局： 財政計画上も10年間ということで考えておりますので、なるべく10年間で作成したいと考えております。

千葉議長： その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

3. 次回小委員会の開催について

千葉議長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第2「次回開催日程」について事務局から説明願います。

事務局： 同じく2ページをお開きいただきます。第4回行財政小委員会の開催でございますが、10月14日木曜日の14時30分から会場は釧路市観光国際交流

センター3階研修室を考えております。多忙な時期に入りますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思っております。

千葉議長：ただ今事務局から、10月14日木曜日の14時30分から会場を釧路市観光国際交流センターにて開催する旨の説明がありました。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長：会議次第3「その他」について、委員の皆さんから何かありますか。

(「ありません。」の声)

千葉議長：事務局から何かありますか。

事務局：ございません。

4. 閉会

千葉議長：それでは、以上で予定しておりました協議事項について終了いたしましたので、第3回行財政小委員会を終了させていただきます。熱心なご議論ありがとうございました。

(閉会 午後4時28分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員長（議長） 千葉光雄

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員 本吉俊久

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員 池田義博